

○森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律による森林組合法の改正について

平成 9 年 4 月 1 日 9 林野組第 25 号

知事あて 農林水産事務次官

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）が、第 140 回国会において成立し、本日付けで公布・施行された。また、森林組合法施行令等の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 117 号）及び森林組合法施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年農林水産省令第 26 号）が同日に公布・施行された。このため、改正法による改正後の森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号。以下「組合法」という。）の施行に当たっての留意事項が下記のとおり定められたので、御了知の上、本法の適正かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通達する。

記

第 1 趣 旨

森林所有者の協同組織である森林組合は、零細で小規模な我が国森林所有構造の中で、地域林業の中核的な担い手として、森林の整備、山村地域の活性化等に寄与してきたところである。

一方、国産材価格の低迷、林業経営コストの増加、林業就業者の減少・高齢化等林業をめぐる状況は極めて厳しい状況にあり、このような難局を打開していくためには、地域林業の中核的な担い手である森林組合が、その事業活動を通じて、森林の流域管理システムを有効に機能させていく必要がある。

しかしながら、森林組合の多くは規模が零細で、厳しい経営状況に直面しており、広域合併による規模の拡大や事業の多角化を図ることが、森林組合の健全な発展を図るため急務となっている。

このため、森林組合合併助成法（昭和 38 年法律第 56 号）の合併及び事業経営計画の提出期限が平成 9 年 3 月 31 日に期限切れとなるのを機に、計画提出期限の延長及び計画内容の充実を図るとともに、組合法を併せて改正し、森林組合及び森林組合連合会（以下「組合」という。）について事業範囲の拡大、指定森林組合制度の創設、経営管理体制の整備等の措置を講ずることにより組合の経営基盤強化を支援することとしたものである。

第 2 事業範囲の拡大

1 改正の内容及び趣旨

（ 1 ）加工販売事業

ア 改正内容

加工販売事業の対象が「林産物及び林産物以外の産物」から「林産物その他の物資」に拡大された。（組合法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 101 条第 1 項第 5 号）

イ 趣 旨

組合の経営基盤の強化のためには事業の多角化を図る必要があること、農家林家が全

体の8割を占めている中で、地域の実状に応じて農協等と組合が一定の連携、機能分担を行う必要性が生じてきていること、既存施設の有効活用やこれを通じた組合員の利益の増進を図るためには林産物関係の加工販売事業のノウハウを積極的に林産物以外の物資に活用していく必要があることから、措置されたものである。

(2) 共同利用施設事業

ア 改正内容

森林組合の共同利用施設事業の対象が「組合員の行う林業」から「組合員の行う事業又はその生活」に拡大された。(組合法第9条第2項第5号) また、森林組合連合会の共同利用施設事業の対象が「所属員の行う林業」から「所属員の行う事業」に拡大された。(組合法第109条第1項第7号)

イ 趣 旨

組合は、山村地域の労働力の供給源として期待されており、今後組合が農作業等の事業面や生活面のサービスに積極的に取り組んでいく必要があることから、措置されたものである。

2 留意事項

(1) 事業範囲の拡大に当たっては、総会での説明等を通じて、事業範囲の拡大が組合の経営基盤の強化、組合の活性化等に資するものであること及び将来的にみて取り組むメリットがあることについて、組合員等に対し明確にするよう指導されたい。

(2) 新事業の実施に当たっては、関係者との協調・連携、他の組合との一体的な取組等により、流域全体の活性化に資するものとなるよう、適切な助言を行われたい。

(3) 共同利用施設事業については、次の点に留意されたい。

ア 組合員のために施設を設置する必要性という観点から、「組合員の行う事業に必要な共同利用施設」とは、以下のとおりであること。

(ア) 組合員の相当数が行う事業を意味し、具体的には、林業、農業等が該当すること。

(イ) 組合員の一部が行う事業であって、(ア)の事業に密接な関連を有するものを意味し、具体的には、林業経営が行われている森林の一部において行う森林レクリエーション事業等が該当すること。

イ 「組合員の生活に必要な共同利用施設」とは、「組合員の相当数の生活に受益のある施設」を意味すること。

ウ 共同利用施設とは、物的人的な設備を設置しこれを組合員に利用させるものであることから、広い意味では加工販売事業、教育情報事業等も共同利用施設に含まれるが、ここでいう共同利用施設とは、他で規定されているもの以外を指すものであること。

第3 指定森林組合制度の創設

1 改正の内容及び趣旨

(1) 改正内容

森林の施業に係る施設の利用の状況、流域内における森林所有者の組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、現行の員外利用割合(員内利用分量と同量)を超えて員外利用を行わせることが必要かつ適当なものとして行政庁の指定するものは、その行う森林施業等についての員外利用割合を引き上

げる（員内利用量の2倍）こととされた。（組合法第9条第9項及び第101条第8項）

（2）趣 旨

組合は地域林業の中核的な担い手として、森林の保続培養及び森林生産力の増進に資するといった公益的機能を果たしていることから、森林施業が充分行われていない地域の森林の整備を促進するため、能力を有する組合が森林施業に取り組むことができるよう、措置されたものである。

2 留意事項

（1）組合を指定する流域について、「流域内における森林所有者の組合への加入及び森林の整備の状況」とあるのは、

ア 流域内における私有林のうち組合員の経営する森林の面積の割合がおおむね50%以下であるかどうか

イ 地域森林計画の目標が達成されているかどうか、さらに、森林整備市町村にあつては市町村森林整備計画の目標が達成されているかどうか等により判断されたい。

（2）指定を受ける組合について、「森林施業に係る施設の利用の状況」とあるのは、

ア 造林・保育事業又は伐採事業のいずれかに従事した延日数が流域内森林組合の平均を超えているかどうか等により判断するものとするほか、森林施業を的確に行うための財政的基礎を判断する観点から、

イ 払込み済みの出資の総額（以下「払込済出資金」という。）がおおむね3千万円以上であり、かつ、森林組合財務処理基準令（昭和53年政令第287号）第1条第2項に定める自己資本の額が当該払込済出資金を上回っていることにより判断されたい。

（3）なお、森林組合連合会は森林組合の補完機能を果たすものであることにかんがみ、その指定は、指定森林組合が必要となる流域において、能力を有する森林組合がない場合に行われるものとする。

第4 執行体制の整備等

1 改正の内容及び趣旨

（1）理事会の設置及びこれに伴う関係規定の整備

ア 改正内容

理事会を設置するとともに、理事会における決議と理事の責任との関係、組合と理事との契約等について規定された。（組合法第46条、組合法第47条第5項において準用する商法第266条第2項、第3項及び第5項、組合法第48条、組合法第109条第3項等）

イ 趣 旨

これまでの定款による理事会制の下では、組合の意思決定方法や権限・責任が明確にされていなかった。しかしながら、今後、組織の大規模化・広域化の進展が想定される中で、多種多様な組合員ニーズを反映した意思決定機能の強化や業務執行理事に対するけん制機能の発揮が必要であることから、措置されたものである。

（2）理事に関する規定の整備

ア 改正内容

代表理事制の導入、理事と使用人の兼職禁止の解除、理事の欠格事由の導入等理事に関する規定が整備された。（組合法第51条、組合法第54条において準用する商法等254

条の2、第261条及び第262条、組合法第109条第3項等)

イ 趣 旨

- (ア) 代表理事制の導入は、理事各自が組合を代表する法制度の下で定款で代表理事を定める現行の仕組みでは、代表権の制限が善意の第三者に対抗できないことから、事業内容の高度化・多様化に伴い組合に不測の損害が生じることのないよう、措置されたものである。
- (イ) 理事の兼職禁止の解除は、理事会による理事の監督権限が明確にされたことを機に、職員、作業班員等組合運営に精通した人材の登用を進めるため、措置されたものである。
- (ウ) 理事の欠格事由は、理事が選挙・選任の過程を経て決定されていたため、実質的には理事として不適当な者は排除されていたが、今回、理事の資格を有しない者を明確化する観点から、措置されたものである。

(3) 監査機能の拡充

ア 改正内容

監事については、業務調査権、総会提出書類調査権、理事会出席権及び意見陳述権、理事の行為の差止請求権等が認められた。(組合法第54条において準用する商法第274条、第275条、第260条の3及び272条、組合法第109条第3項等)

イ 趣 旨

これまで、監事の実効ある監査を担保するための具体的な権限は、法律上定められていなかったが、理事会の法定化、代表理事制の導入等執行体制が整備されたことに対応するとともに、組織の大規模化、事業内容の高度化・多様化に伴い組合の事業運営を適切に実施していくためには、内部けん制体制の強化が必要であることから、措置されたものである。

(4) 内部けん制機能の強化等のための規定の整備

ア 改正内容

- (ア) 組合員は、理事の責任を追求する代表訴訟を提起することができるものとするとともに、組合に回復することができない損害を生じるおそれがある場合には、理事の行為の差止めを請求することができるものとされた。(組合法第54条において準用する商法第267条から第268条の3まで及び第272条並びに組合法第109条第3項)
- (イ) 設立・合併が無効かどうかを画一的に確定し、無効の効果を遡及させないこととする設立無効の訴え及び合併無効の訴えの制度が導入された。(組合法第82条の2、組合法第88条、組合法第109条第4項及び第5項等)

イ 趣 旨

- (ア) 代表訴訟・理事の行為の差止請求権の導入は、事業内容の高度化・多様化の進展により、役員に対する責任追及の可能性が高まる一方で、規模拡大により組合の議決権の行使の有効性の低下が生じてきていること、組合の執行体制の整備により組合員の地位の相対的な低下が生じることから、組合員の地位の向上及び内部けん制体制強化のため、措置されたものである。
- (イ) 設立無効の訴え及び合併無効の訴えの導入は、一般原則によれば、法定の要件を欠く場合には設立・合併時に遡って無効となること、無効の主張方法に制限がないこと、第三者に対する権利関係が無効とされること等から、多くの参加者との間で收拾できな

い混乱が生じるため、制度上の措置が講じられたものである。

(5) 清算に関する規定の整備等

ア 清算人会、代表清算人の法定化

(ア) 改正内容

清算人は、個々の清算人が直接事務を執行せず、合議体である清算人会を構成してその決議により清算に関する事務執行を行い、執行それ自体は清算人会で選任された代表清算人が当ることとするなど、組合の管理に関する規定を準用することとされた。

(組合法第 92 条において準用する組合法第 46 条及び商法第 261 条、組合法第 109 条第 5 項等)

(イ) 趣 旨

組合の執行体制等が整備され、理事会制及び代表理事制が導入されたこと等に伴い、組合の事業の高度化・多様化に対応し、清算の的確な実施を図るため、措置されたものである。

イ 清算人の選任及び解任

(ア) 改正内容

清算人の選任については、利害関係人の請求により行うことが定められた。解任については、総会で解任できること及び重要な事由があるときは、組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て裁判所が行うこととされた。(組合法第 92 条において準用する商法第 417 条第 2 項及び商法第 426 条並びに組合法第 109 条第 5 項)

(イ) 趣 旨

これまで、清算人については、裁判所の職権による選任・解任が可能であったが、組合の管理に関する規定を準用することに伴い、清算についての自治的处理の範囲を広げるため、措置されたものである。

ウ 債務の弁済

(ア) 改正内容

弁済期に至らない債務の弁済、債権申出期間内の弁済禁止等清算における債務の弁済に関する規定が整備された。(組合法第 92 条において準用する商法第 125 条及び第 423 条、第 109 条第 5 項等)

(イ) 趣 旨

清算事務の円滑な進行、債権者に対する公平な弁済を保障するため、措置されたものである。

(6) 理事会・総会の議事録、定款等の備付け

ア 改正内容

組合は、組合員及び組合の債権者が総会・理事会の議事録、定款等の書類の閲覧又は謄写を請求したときは、正当な理由がない限り拒むことができないとされた。

イ 趣 旨

理事会制の導入、組合の広域化・大規模化の進展が想定されることを踏まえ、組合員及び組合の債権者が、理事会運営が組合員意思を的確に反映したものであるが、経営が成立する適切なものであるか等について知る権利を確保する観点から、措置されたものである。

2 留意事項

- (1) 今回の改正の趣旨が、事業範囲の拡大による取引活動の活発化に対応した効率的・合理的な組織運営、加工販売部門に進出するための高度な経営管理の必要性に対応しうる組織体制に構築する点にあることを、組合に対し十分周知徹底されたい。
- (2) 今後、事業の多角化への積極的な取組を進めるため、専門知識、ノウハウ、経験を有する学識経験者等の理事への積極的登用、役員の資質のさらなる向上により、経営の活性化・安定化が図られるよう指導されたい。

第5 森林組合連合会から森林組合への権利義務の承継

1 改正内容

森林組合連合会が会員が1人となったことにより法定解散する場合について、当該会員たる森林組合等が連合会の権利義務を包括承継できる規定が整備された。(組合法第108条の3)

2 趣 旨

森林組合の合併については、地域差、森林組合間の規模格差が生じてきており、県全体の森林組合系統の事業規模が1広域森林組合に及ばないような地域においては、合併のメリットを見出しうる事業規模を確保するため、1県1森林組合となる場合も視野に入れ、県下全体での合併に対する取組を進める必要があることから、制度上の措置が講じられたものである。

第6 解散命令の通知の特例

1 改正の内容及び趣旨

(1) 改正内容

解散命令については、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会について、代表権を有する者が欠けている場合には、解散命令の通知に代えてその要旨を官報掲載し、その掲載日から20日間経過した日から当該解散命令の効力が生じるものとされた。(組合法第114条の2)

(2) 趣 旨

森林組合統計の未提出組合など登記上は存在するが、事業活動を行っていない森林組合及び生産森林組合(以下「休眠組合」という。)については、登記悪用のおそれがあるほか、当該休眠組合の地区において的確な森林施業等が行われないこと、合併を進める上での支障となっていること等の問題がある。

このため休眠組合については、従前から解散指導を行ってきたところであるが、理事の不存在又は理事の所在不明の場合には当該指導を行うことができなかったことから、制度上の措置が講じられたものである。

2 留意点

休眠組合も含めた事業活動が不活発な森林組合対策については、別に林野庁長官が定めるところによるものとする。

第7 罰金額の引上げ

1 改正内容

法令上認められる事業以外の事業を行った場合の役員に対する過料を最高20万円とする等、

罰金額の引上げが行われた。(組合法第 121 条から第 123 条まで)

2 趣 旨

昭和 53 年の組合法制定以来、経済情勢が変化していること等を踏まえ、経済実態に即して、措置されたものである。

第 8 その他

組合が健全な発展を果たすためには、本改正の趣旨を十全に発揮して組合が自主的な努力を行うことが一層重要となってくることにかんがみ、組合に対する助言・指導に当たっては、森林組合系統の運動が促進されるよう配慮されたい。